

# 太子町立上小川小学校いじめ防止基本方針

令和6年度4月改訂

## 1 基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。  
（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

全ての教職員が「いじめは、決して許されないことであり、また、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものである。」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### (2) いじめの基本認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめは人権侵害の行為である。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ・家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

## 2 いじめの未然防止

### (1) 人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・子供たちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

### (2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。

### (3) 日々の授業の工夫

- ・日々の授業において分かる喜びやできたという達成感を味わうことができる授業の展開に努める。

### (4) 特別活動の充実

- ・すべての児童生徒に「自己存在感」を与える。
- ・すべての児童生徒相互の「共感的な人間関係」を育てる。
- ・「自己決定」の場や機会を設け、すべての児童生徒に自己実現の喜びを味わわせる。
- ・主体的に取り組む協働的な活動を通して「絆づくり」を促し、教職員の働きかけを通して「居場所づくり」を進める。

- (5) 体験活動を重視した教育活動の展開
- ・児童が、他者や社会、自然と直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。

### 3 早期発見・早期解決

前述に示したいじめの定義に基づき、次のような実践を行う。また、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある（平成29年3月 いじめ防止等のための基本的方針改定）」ため、背景にある事情の調査を行い、より一層早期発見・早期解決に努めていく。

- (1) 日々の観察と情報の共有
- ・「児童と共に過ごす機会」を積極的に設けるとともに複数の目で観察し、情報（5W1H いつ どこで 誰が 誰と 何を どのように）を共有することにより、小さな変化や子供のサインに気付くことができるようにする。
  - ・いじめチェックリストを活用する。
- (2) 日記や連絡帳の活用
- ・日記や連絡帳の活用を通して、担任と児童・保護者との連絡を密にとることによって信頼関係を構築する。気になることで話し合いをした方がよい場合には、早急に教育相談や家庭訪問を行い、対応する。
- (3) 相談しやすい環境を整える
- ・日常生活の中で教職員の声かけ等、子供が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
  - ・定期的な教育相談週間を設定し、全校児童を対象とした教育相談を行う。
  - ・スクールカウンセラーの活用を図る。
  - ・「いじめ・体罰解消サポートセンター」等のいじめ問題の相談窓口があることを知らせる。
- (4) アンケートの実施
- ・定期的または随時必要に応じてアンケートを実施し、実態把握に努める。

### 4 早期の適切な対応

- (1) 正確な実態把握
- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聞き取り、記録する。
  - ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
- (2) いじめられた児童に対して
- ・つらい気持ちを受け止め、「最後まで守り抜く。」「秘密を守る。」ことを伝え、心配や不安を取り除く。
  - ・スクールカウンセラーや養護教諭との連携を図り、心のケアに努める。
- (3) いじめた児童に対して
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行うとともに、「いじめは人として決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
  - ・相手の苦しみや痛みについて思いを寄せる指導を行う。

- (4) 保護者に対して
  - ・ 正確な事実関係を説明するとともに、保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
  - ・ いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- (5) 周りの児童に対して
  - ・ 「見て見ぬふりをする行為」もいじめているのと同様であることを指摘する。
  - ・ 学級・学校全体の問題ととらえ、傍観者から仲裁者への転換を促す。
  - ・ いじめを訴えることや情報を知らせることは、勇気ある行動であることを指導する。

## 5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- (1) 啓発・研修
  - ・ インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業に生かす。
  - ・ インターネットを通じて行われるいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。
- (2) 早期発見・早期対応
  - ・ 家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
  - ・ 平素より情報を得るよう心掛けるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。
- (3) 関係機関との連携
  - ・ いじめが発見された場合は、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

## 6 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義
  - ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - イ いじめにより児童が、相当な期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
  - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」と申し立てがあった場合  
（「いじめ防止対策推進法第28条より」）
- (2) 重大事態への対応
  - 不登校期間が30日に至る前に、さまざまな働きかけをし、対処していくようにする。
  - 速やかに教育委員会に報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。
  - 教育委員会と協議の上、当該事案に対応する組織を設置する。
  - 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施すると共に、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議する。
  - 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 7 いじめ問題に取り組む体制の整備

- (1) 校内「いじめ等防止対策委員会」の設置及び定期的開催
  - ・管理職、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭による「いじめ等防止対策委員会」を設置し、定期的に開催する。いじめ等が発見された場合には臨時に開催し、早期対応に当たる。
- (2) 校内研修の実施
  - ・児童生徒理解に関する研修やいじめ事案における指導援助に関する研修を行う。
- (3) 相談体制やカウンセリング体制の充実
  - ・いじめ等のついでに相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。
  - ・スクールカウンセラーを活用した相談体制づくりを行う。
  - ・「いじめ・体罰解消サポートセンター」や「ネット目安箱」等、秘密を守って相談できる相談窓口があることを知らせる。
- (4) 関係機関との連携
  - ・学校で抱え込むことなく、教育委員会、警察、児童相談所等との連携を図り、学校生活の充実に努める。深刻ないじめ等の事案が発見された場合には、緊急に関係機関と連携した「緊急いじめ対策委員会」を開き、事後の対応にあたる。
  - ・「緊急いじめ対策委員会」メンバーについて

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭 特別支援教育コーディネーター、PTA会長、青少年相談員 主任児童委員、大子警察署 (必要に応じ、コミュニティセンター長、町福祉課職員含む)
---